

# 八潮市建設工事等事後審査型一般競争入札試行要綱

平成20年1月17日

告示第7号

改正	平成23年	3月29日	告示第66号
改正	平成24年	3月6日	告示第47号
改正	平成25年	2月25日	告示第79号
改正	平成26年	2月24日	告示第85号
改正	平成27年	2月23日	告示第101号
改正	平成28年	2月3日	告示第60号
改正	平成29年	2月14日	告示第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八潮市契約規則（平成7年規則第16号。以下「規則」という。）

第45条の規定に基づき、市が発注する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務の委託並びに土木施設維持管理の業務の委託（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札並びに随意契約の手続を、八潮市が行う入札等に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）により行う（以下「電子入札」という。）場合において、一般競争入札の入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。）を試行するに当たり、規則その他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型入札の対象とする案件（以下「対象案件」という。）は、電子入札システムにより一般競争入札に付する建設工事等で、入札参加資格の審査を入札執行後に行うものとして、当該対象案件を所管する課所の所属長（以下「所管所属長」という。）が指定したものとする。

2 電子入札により契約先を決定しようとするときは、原則として制限付一般競争入札又は事後審査型入札によらなければならない。ただし、他の方法によらなければならない適正な事由があるときはこの限りでない。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定の適用を受けない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項の規定より、市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 八潮市建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規則（平成4年規則第54号）第2条に規定する八潮市指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」

という。)に、対象案件に対応する業種で登載されている者であること。

- (5) 公告日から落札決定までの期間に、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準(昭和63年8月1日市長決裁。以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱(平成8年9月20日市長決裁)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (6) 直近の2か年度において、市発注工事に係る工事成績点数が極めて低い者でないこと。
- (7) 建設工事の入札にあつては、当該工事の工事種別について、開札の日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(経営事項審査)を受けていること。
- (8) 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、八潮市に対する電子証明書の利用者登録が有効であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象案件の業種が建設工事であるとき。
  - (ア) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における格付け又は資格審査数値の区分
  - (イ) 資格者名簿に登載された建設業法に基づく許可を受けた本店、営業所等の所在地
  - (ウ) 単体企業又は共同企業体の別
  - (エ) 市発注工事の落札実績
  - (オ) 市発注工事の施工完了実績
  - (カ) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工完了実績
  - (キ) 当該工事に配置予定の技術者
  - (ク) その他所管所属長が必要と認める事項
- (2) 対象案件の業種が設計、調査及び測量又は土木施設維持管理であるとき。
  - (ア) 資格者名簿に登載された本店、営業所等の所在地
  - (イ) 市発注業務の落札実績
  - (ウ) 市発注業務の実施完了実績
  - (エ) 一定基準を満たす同種・類似業務の実施完了実績
  - (オ) その他所管所属長が必要と認める事項

3 前2項に定めるもののほか、参加資格の設定に関する事項の詳細は、対象案件ごとに入札公告において定める。

(公告内容等の決定)

第4条 八潮市建設工事等請負業者指名委員会規則(昭和52年規則第2号)第1条に規定する八潮市建設工事等請負業者指名委員会(以下「指名委員会」という。)は、所管所属長の依頼により、前条に規定する参加資格のほか公告の内容等について審議及び決定するものとする。

2 所管所属長は、建設工事等事後審査型一般競争入札公告内容決定依頼書(様式第1号。以下「依頼書」という。)を指名委員会に提出して公告の内容等等の決定を依頼するものとする。依頼書には、当該対象案件を所管する部局長の確認印を要するものとする。

3 指名委員会が決定した公告の内容は、市長に報告し決裁後、様式第2号により所管所属長に通知するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、電子入札システム及び八潮市ホームページに掲示して行うものとする。

(質問及び回答)

第6条 入札参加希望者からの設計図面、工事仕様書、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書等に係る質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。なお、当該申請書提出時に入札公告等で指定されたファイルを添付する。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金は、原則として免除する。ただし、市長が入札保証金の全部又は一部を納付させる必要があると認めたときは、規則第5条の例によりこれを徴収する。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者から、入札時に入札金額見積内訳書ファイルの添付を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象案件の入札公告等に明示されている場合は、入札金額見積内訳書ファイルの添付を要しないものとする。

(最低制限価格)

第11条 対象案件の業種が建設工事であるときは、事後審査型入札に最低制限価格を設定する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、対象案件の業種が設計、調査及び測量又は土木施設維持管理であるときも、事後審査型入札に最低制限価格を設定することができる。

(入札の取りやめ)

第12条 入札公告等で明示した場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。ただし、次の各号に掲げるときに入札に参加する者の数が1人になった場合は、この限りでない。

(1) 再度入札のとき。

(2) 他の者がした入札を失格としたとき。

(3) 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。

(4) 入札書の提出時に入札金額見積内訳書の提出を求めた場合において、入札金額見積内訳書の未提出又は内容の不備により、他の者がした入札を無効としたとき。

(再度入札)

第13条 初度入札において、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額以上の価格の入札をした者。以下「落札候補者」という。）がないときは、再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札及び直前に執行した再度入札に参加した者とする。ただし、初度入札及び直前に執行した再度入札において無効の入札を行った者

並びに最低制限価格を設けた場合において最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額未満の入札をした者は、その後の再度入札に参加することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。

- (1) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低入札価格調査対象入札があったとき。
- (2) 再度入札に参加することができる者がいないとき。
- (3) 当該入札に係る予定価格を入札前に公表したとき。

4 再度入札は2回まで行う。

(不調時の取扱い)

第14条 入札を執行しなかったとき、又は、再度入札によっても、なお落札候補者がいないときは、改めて参加資格を設定し再度の公告に付するものとする。ただし、再度の公告に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 再度入札によっても、なお落札候補者がいなかった場合による随意契約は、当該再度入札に全て参加し、かつ、有効な入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を下回らず、かつ、有効な入札をした者）の中から契約の相手方となることを希望する者に2回の範囲内で見積書を提出させ、その結果、見積額が入札書比較価格の範囲内（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で、かつ、最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額以上）で適当と認められたときは、その者を落札候補者とするものとする。

3 前項の場合において、同価格の見積書を提出した者がいるときは、第19条第2項の規定を準用する。

(入札の辞退)

第15条 八潮市建設工事等電子入札運用基準（平成20年1月17日市長決裁）によるものとする。

(入札の無効)

第16条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (3) 第10条第1項に規定する入札金額見積内訳書ファイルの添付のない入札及び入札金額見積内訳書の内容に不備のある入札（第10条第2項に規定する場合を除く。）
- (4) 第19条第1項に規定する参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (6) 電報、電話及びファクシミリ等による入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
- (10) その他入札の条件及び公告に示す事項に反した者がした入札

(落札決定の保留)

第17条 市長は、落札候補者がいるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するた

め、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第18条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに様式第3号により電話、ファクシミリ等により連絡し、次項に規定する書類の提出を求めるものとする。ただし、入札保証金を免除する場合で、参加資格の有無の確認のために書類の提出が不要である場合は、提出を求めないものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無等を確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体企業にあっては様式第4号。共同企業体にあっては様式第5号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（単体企業にあっては様式第6号。共同企業体にあっては様式第7号。以下「確認資料」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 契約保証金の納付を要する場合において、規則第29条第5号に基づき契約保証金の納付の減免を希望する者は、別に定める契約実績に係る資料を確認資料に添付しなければならない。なお、共同企業体が契約保証金の納付の減免を希望する場合は、代表構成員の契約実績に係る資料を確認資料に添付しなければならない。

4 前2項の書類は、第1項の提出を求めた日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

5 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、指名停止基準に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

7 第1項に規定する書類の提出の請求に関する事務は、当該入札案件の発注課所において処理し、確認資料等は当該発注課所が保存する。

(参加資格の審査)

第19条 市長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査（以下「参加資格審査」という。）を行い、参加資格審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について参加資格審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次参加資格審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで参加資格審査を行うものとする。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより参加資格審査の順序を決定する。

3 参加資格審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料及びその他の入札参加資格要件を確認することができる資料により行うものとする。

4 参加資格審査は前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格審査に疑義が生じた場合は、この限りでない。

5 参加資格審査の結果は、入札参加資格審査結果調書（様式第8号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

6 入札金額見積内訳書の確認に関する事務は、当該入札案件の発注課所において処理

し、所管所属長は、確認後速やかにその結果を企画財政部財政課長に連絡する。

- 7 参加資格審査及び入札参加資格審査結果調書の作成に関する事務は、当該入札案件の発注課所において処理し、所管所属長は、作成後速やかに入札参加資格審査結果調書の写しを企画財政部財政課長に送付する。
- 8 前条第1項ただし書きにより確認資料等の提出を求めなかった場合は、第4項の規定にかかわらず、参加資格審査は開札後直ちに行うものとし、第5項の規定にかかわらず、入札参加資格審査結果調書は作成しないものとする。なお、この場合において、参加資格審査は企画財政部財政課において処理するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適合の決定)

第20条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 市長は、第18条第1項の規定により確認資料等の提出を求めた場合で、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書(様式第9号)により通知するものとする。

- 3 市長は、第18条第1項ただし書きにより確認資料等の提出を求めなかった場合で、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して口頭又は電話により通知するものとする。

- 4 第2項に規定する入札参加資格不適合通知書による通知に関する事務は、当該入札案件の発注課所において処理し、前項に規定する口頭又は電話による通知に関する事務は、企画財政部財政課において処理するものとする。

- 5 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第21条 入札参加資格不適合通知書を受領した者又は前条第3項に規定する口頭又は電話による通知を受けた者が、入札参加資格を満たさないとされたことに疑義があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、再確認申請書(様式第10号)を持参又は郵送することにより行うものとする。

- 3 市長は、第1項の説明を求められたときは、再確認申請書を受領した日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第11号)により回答するものとする。

- 4 当該再確認の申請は、第20条1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第22条 契約保証金の率、減免等については、規則第28条及び第29条の規定による。

(その他)

第23条 この要綱に特別の定めがない事項は、一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

- 2 前項の例によることができない事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年3月1日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。